

第5回 仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会

日 時：平成24年3月28日（水）午後2時45分～

会 場：仙南地域広域行政事務組合総合庁舎3階講堂

参加委員：全国都市清掃会議	荒井喜久雄	（識見を有する者）
国際環境研究協会	安田 憲二	（識見を有する者）
白石市副市長	太齋 義勝	
角田市副市長	小野 隆男	
蔵王町副町長	小熊 久男	
七ヶ宿町総務課長	神尾 重行	
大河原町副町長	目黒 敏明	
村田町副町長	柴田 隼人	
柴田町副町長	平間 春雄	
川崎町総務課長	大宮 和則	
丸森町副町長	佐藤仁一郎	

事務局：岩間、加藤、阿部、加納、佐藤、加藤（司会進行役）

コンサル：山川、椋本、山崎

【 第2部 議事次第 】

1. 開 会

2. 報告事項

1) 第4回検討委員会の総括について

① 会議録の公表について

② 処理方式の概要版について

参考1

③ その他

3. 議 事

1) 検討委員会スケジュールの見直しについて

資料1

2) 最終処分場の延命化年数に関する見直しについて

資料2

3) 放射性物質への対応について

資料3

4) 事業方式の選定と今後の課題について

資料4

5) 答申案の検討

資料5

6) その他

4. 閉会

1. 開会

事務局：それでは、ただ今から、第5回仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会の第2部を開催したいと思います。開会にあたりまして、荒井委員長よりご挨拶をお願いいたします。

委員長：みなさんこんにちは。本日で最終日となりますが、活発なご議論をいただきますようよろしくお願いいたします。

事務局：委員長ありがとうございました。それでは、第1部に引続き、会議の進行をよろしくお願い致します。

2. 報告事項

1) 第4回検討委員会の総括について

委員長：それでは、1) 第4回検討委員会の総括について、事務局より説明をお願いします。

—————事務局より、第4回検討委員会の総括について説明—————

委員長：ありがとうございます。それでは、ご意見等ございますでしょうか。なければ、次に参りたいと思います。

3. 議 事

1) 検討委員会スケジュールの見直しについて

委員長：それでは、1) 検討委員会スケジュールの見直しについて、事務局より説明をお願いします。

—————事務局より、資料1について説明—————

委員長：ありがとうございました。施設規模の決定を受けまして、最終処分場の延命化に関する見直しと、放射性物質への対応について、新たな情報が入ったとのことで議題に加えたということで了解しました。ご意見等ございますでしょうか。よろしいようでしたら、次の参りたいと思います。

2) 最終処分場の延命化年数に関する見直しについて

委員長：2) 最終処分場の延命化年数に関する見直しについて、事務局より説明をお願い

します。

————事務局より、資料2について説明————

委員長：ありがとうございました。これについて、ご意見等ございますでしょうか。

私から1点、熔融スラグについては、問題なく利用はされていますか。

コンサル：概ね問題なく利用されています。局所的に問題が生じて利用されていない例もありますが、全体的には問題なく利用されています。

これについては、やはり地域性があります。とある地域では、引取り条件による再生利用率が悪くなっていることもあります。こういったことから地域差についてあるのは事実です。

委員長：よろしいでしょうか。なければ、次に参りたいと思います。

3) 放射性物質への対応について

委員長：それでは、3) 放射性物質への対応について、安田委員より説明をお願いします。

————安田委員より、資料3について説明————

委員長：ありがとうございました。ご意見等ございますでしょうか。折角の機会ですので、この際にお聞きしたいことがありましたらどうぞ。

委員：いま一般廃棄物から発生した焼却灰について、8,000Bq/kgを超えないものは処分して良いが、越えるものは国が処分するので保管しなさいということになっています。国の対応は、この研究結果が出てからということになるのでしょうか。

安田委員：基本的には、科学的なデータに基き対応を決めると考えられます。8,000Bq/kg～100,000 Bq/kgまでのものが問題になると思いますが、基本的には濃縮をさせて適正に処分するものと思われれます。

委員：その処分の責任を自治体に負わされるという心配はないでしょうか。

安田委員：処分自体は難しいですし、お金もかかります。そういったことから、確かなこととは言えませんが、中間貯蔵施設などをつくって対応することが考えられます。

委員長：結果が出たその都度ということになるということでしょうか。ほかに何かありますでしょうか。

安田委員：この問題は、放射性物質がなくならないところが重要です。ダイオキシン類は、分解させることにより失くすことが出来ますが、本件はそうではありません。

委員：現実的な問題として、保管するにしても、自治体には保管場所はありません。ストーブに薪を使う人の灰は、とりあえず保管してもらうようにしているが、いつまで保管するのかといった、その先の対応ができないのが現状である。

委員：8,000Bq/kgを超える焼却灰について、組合は全く関係ないのですか。廃棄物は

共同処理している訳ですがどうでしょうか。

事務局：理事会としては、対象外として考えております。

安田委員：汚泥といったものも高い割合で検出がされています。京都大学では、汚泥を中心に研究が進められています。

委員：汚泥もそうですが、本組合では焼却灰が問題になっています。

委員：私の町では、ほぼ毎日高濃度の灰が発生していて、庁内でその対応が問題になっています。

委員長：どちらにせよ、焼却灰が 100,000Bq/kg を超える場合について、国としては早急に方向を出さなければならないと思います。

委員：仙南地域は、一般的な空気中の放射性物質は問題ありません。ただ、ストーブから出てくる灰が非常に問題となっています。

委員：関連して、2市4町が除染されていますが、そこから発生する廃棄物は、特定一般廃棄物なので、組合では受入れないとなっていますよね。

委員：ただ、個人で剪定したりしたものは、受入することになっています。

委員：そうすると、個人から出たものは、組合が全て受入れることになるのですね。それと、除染作業により発生したものは、私も少し調べたのですが、一定の基準を超えるものは指定廃棄物とすることができる。また、一定の基準以下のものは、廃棄物処理法の所掌に入り、一般廃棄物処理施設にて処理するため、組合が処理する。こういったことになっているがいかがでしょうか。

事務局：理事会としては、8,000Bq/kg 以下のものは基本的には受入れるということで、皆様には通知をしております。大河原衛生センター、角田衛生センターでいま測定を実施していますが、いまのところ 8,000Bq/kg を超えていません。これを越える場合は、最終処分できないということになるので、そこは2市7町で適切に管理をいただくしかありません。放射性物質については、あくまで国の責任として答申をしております。

委員：それでは、8,000Bq/kg までは受入れるということですか。

事務局：理事会としては、除染により発生したものをはじめ、基準を超えるものについては、受入れないということになっております。

委員：それは、どこで決めたのですか。

事務局：本組合理事会です。

委員：除染から発生したものは、一般廃棄物ではないということですね。

事務局：除染したものであっても受入したいのは山々ではあるが、現実的には難しいと判断しております。

委員長：議論が絶えないところではありますが、このあたりで委員会として議事を進めたいと思います。

4) 事業方式の選定と今後の課題について

委員長：それでは、4) 事業方式の選定と今後の課題について、事務局より説明をお願い

します。

—————事務局より、資料4について説明—————

委員長 : ありがとうございました。望ましい事業方式については、DBO 方式。考えられる課題については、資料の末尾にあるとおりでした。これについて、ご意見等ございますでしょうか。

委員 : 提案書の作成費用は、3,000 万円ということでしたが、委員長のお話にあるように、多数の業者が来ると競争性が保たれる部分もありますが、作成費用を組合で負担するとなると大きな負担になるものと考えます。これについては、理事会レベルでの判断かと思われませんが、大丈夫なのでしょうか。

事務局 : 多くの応募者がある場合には、何らかの負担が必要かと思えます。先ほど、説明がありましたが、300 万円程度の褒賞金をつけてあげることも必要かと考えております。

委員長 : 今後の検討課題ということですね。ほかにいかがでしょうか。

委員 : 報告書の中では、今後は以下について検討する必要があるではなく、検討するという方向で答申をしていただきたい。

委員長 : ご要望いただきましたので、事務局での対応をお願いします。

5) 答申案の検討

委員長 : それでは、5) 事答申案の検討について、事務局より説明をお願いします。

—————事務局より、資料5について説明—————

委員長 : ありがとうございました。この件について、何かご質問ありますでしょうか。

委員 : 延命化についての見直しについて、資料にある年数と下にある表の整合はいかがでしょうか。

事務局 : 下の表は直っているのですが、文言については修正します。

委員 : わかりました。

事務局 : 答申書については、4月12日には理事会に報告したと考えております。訂正箇所については、再度まとめさせていただいて、再度ご確認をいただき、理事会に報告できればと思います。この件について、委員長に一任させていただけますとありがたいのですが、いかがでしょうか。

委員長 : この件について、よろしいでしょうか。

全委員 : 賛成。

事務局 : もう一点、報告書については、4月12日の答申後に公表したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 : それでは、以上で第二部を終えたいと思いますので、事務局へお返しします。

事務局：荒井委員長、長時間にわたりありがとうございました。閉会にあたりまして小野副委員長より御挨拶をお願い致します。

副委員長：昨年9月から本日までの5回に渡り開催されました本委員会へお忙しい中ご出席いただき、また熱心なご審議をいただき誠に苦勞さまでございました。この委員会では、施設の基本的な考え方について取りまとめることが出来たかと認識しております。今後は、スケジュールどおりに施設の整備が進みますことを願っております。皆様、ありがとうございました。

事務局：最後に、本委員会の閉会にあたり、本組合助役より挨拶申し上げます。

岩間助役：昨年の9月より短い期間でありましたが5回の委員会を開催し、2市7町にとってもはじめてのPFI可能性調査ということを含め、ご検討をいただきました。今後は、最終処分場の掘り起こし問題や、施設規模の問題、さらに放射性物質への対応といったかなり難しい問題にも取り組んでいただきました。皆様におかれましては、短い期間の間にたくさんのご議論をいただきました。ありがとうございます。今後は、先ほど申し上げました、4月12日に理事会に答申を行って参ります。なお、本答申書については、5月の理事会においても継続して提示し、施設の場所を含め、計画について理事会の方針を決められればと考えております。その他、組合議会においても、5月の中旬に、岩手県沿岸南部組合の視察を考えております。その前、この答申内容について、組合内で議論し、方針を出せればと思っております。今回はこういった内容の基本的な部分について決定することができました。荒井委員長、安田委員におかれましては、遠いところ誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございます。以上をもちまして、第5回仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会の第2部を閉会いたします。

3. 閉会